あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の廃止

について（概要）

１　廃止の趣旨

細則では、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく施術所、専ら出張のみによって業務に従事する施術者及び区域外に滞在して業務を行おうとする施術者の届出の様式について定めております。届出事項については、法令に規定されており、届出の様式については、要綱により定めるため廃止します。

２ 施行予定日

 　令和５年７月頃予定

３　根拠法令

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第９条の２、第９条の３、第９条の４、第12条の２